

2014年度（平成26年度）活動方針案

（2014年（平成26年）11月1日から2015年（平成27年）10月31日まで）

認定特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

はじめに

JTEFは、第4~6期（2011.11~2014.10）を期間とする3か年の中期戦略を立て、今後の活動範囲・活動目標・組織を従来どおりの規模にとどめて運営をしていくのか、それらを質的量的に拡大する道を選ぶのかを検討するため、様々な取り組みを試行してきました。

その結果把握された課題と見通しをふまえ、今期以降の3期（第7~9期（2014.11~2016.10））において、財政規模は倍増、事務局スタッフは現在の5名（理事長および事務局長を含む）から7名に増員し、活動と組織の充実を目指すことにします。

2014（平成26）年度は、その1年目として、以下の活動を行います。

1 ビジョン・長期目標の設定

- ・野生の生きもの共存社会、すなわち日本人のみな「野生の世界をそっと大切に」という意識をもって野生の生きものの立場に立ち、公正で暖かな共存を当たり前に行っている社会（「野生の生きもの共存社会」）を、2100年ビジョン（未来図）として、その方向に具体的に歩み始めた社会の姿を2050年ビジョンとして描きます。
- ・2050年ビジョンを戦略・計画上の構成と用語で表現した長期目標を設定します。
- ・次の3つの活動を柱とし、それらの間に相乗効果を生み出させながらビジョンに向かって進みます。

生息地における野生生物保全活動
ボトムアップ対策としての教育と普及啓発
トップダウン方策としての政策提言

2 事業の1つ目の柱：生息地における保全：

2.1 インド

基本的に3年間の単位とする中央インド・トラ保全プロジェクトと北東インド・ゾウ保全プロジェクトの2つを引き続き「フラッグシップ」のプロジェクトとして推進します。現地パートナー/支援先は、インド野生生物トラスト（WTI）です。

【中央インド・トラ保全プロジェクト：重点事項】

それぞれ拡大されたナワゴン国立公園とナグジラ野生生物保護区を含むナワゴン・ナグジラ・トラ保護区が指定されたものの、2つのコア・エリアのみで構成されています。これらのコア・エリアは分断されており、その間を村落にあふれるコリドーがつないでいるにもかかわらず、そこにはバッファー・ゾーンが指定されていません。

そこで、コリドー内の重点村落15におけるコミュニティ・プロジェクトの浸透、モデル村3つにおける明瞭な成果をあげることで、コリドーを横断する国道6号線拡幅によるコリドー分断を回避するための司法制度の活用、関係機関への働きかけにより、拡幅計画の変更を獲得することをめざします。これらの活動は、コリドーの一部のバッファー・ゾーン指定にもつながるはずで

【北東インド・ゾウ保全プロジェクト：重点事項】

人とゾウとのトラブル防止や傷病動物救護への支援を継続します。

それとともに、短中期的に重点を置かなければならないのが、保護地域指定のための関係機関への提言活動と、中央インド・トラ保全プロジェクト並みの組織的なコミュニティー・プロジェクトの立案・実施です。今年度はその実施に向けて、着実な一歩を進めます。

【生息地における保全活動と広報活動との連携】

支援規模を維持拡大していくために必要な寄附を確保するため、プロジェクト内容に対する日本国内でのより広い理解が得られるようにする必要があります。現地の取り組みが日本の人々により実感できるような仕組みを検討します。

2.2 ケニア/アフリカ諸国

今世紀に入ってからのアフリカの変貌は著しく、中国等の外国資本による経済開発と市場化が進んでいます。それは生息地の破壊を当然のように伴っていますが、それ以上に密猟の激化には著しいものがあります。

そこで、アフリカゾウの密猟・違法取引防止のためのプロジェクトを昨年に続け、継続します。支援先は、ケニア野生生物公社、またはルサカ合意対策本部です。

2.3 マレーシア

マレートラは、2010-2013の期間における調査の結果は、以前の推定値である500を大きく下回る250-340頭とされ、レッド・リストのCRに掲載されるべき状況とされました（現在はEN）。マレーシアも他の東南アジア諸国同様、生息地の破壊が進っていますが、それ以上の勢いで密猟が激しくなっていると指摘されています。

そこで、マレートラの密猟防止・違法取引防止のためのプロジェクトを昨年に引き続き実施します。支援先は、マレーシア・トラ保全連合（MYCAT）です。

2.4 西表島

やまねこパトロール（交通事故防止パトロール）、ヤマネコのいるくらし（野生生物保全教育）、イリオモテヤマネコ生息地保全の3プロジェクトに加え、新たに4030速度キャンペーン（交通事故防止普及啓発）を開始します。2015年はイリオモテヤマネコ発見50周年でもあり、活動を一層充実させていきます。

【やまねこパトロール：重点事項】

やまねこパトロールによる速度データの収集分析を徹底し、それに基づく提言活動によって、警察（島内の3駐在所）による夜間巡回の継続をはたらきかけます。

広域にヤマネコが出没する場合等に対応すべく、やまねこパトロールが複数チーム出動できる体制をめざします。

【ヤマネコのいるくらし：重点事項】

西表島の全小中学校で2013～2015年度の3年間の「ヤマネコのいるくらし授業」が始まっています。今年度はその1年目を成功させ、2年目につなぐ大切な年になります。このプログラムを通じ、西表島の子どもたちが野生の生きものと共存する社会を担う大人として成長すること、そして授業を受けた子どもが今の大人を啓発するような循環を生み出すことをめざします。

【イリオモテヤマネコ生息地保全：重点事項】

与那原土地改良事業地の侵入防止フェンス設置、西表地区土地改良事業、東部水道事業（後良川水源地開発）等の情報を継続的に収集し、関係機関に適時的確な提言を行います。

【4030 速度キャンペーン：重点事項】

島内における法定速度遵守、特に夜間におけるヤマネコ注意の普及啓発を行う新たなプロジェクトです。強力なメッセージ性のあるモニュメントを島内のランドマーク設置をめざし、モニュメントと連動した普及啓発アイテム製作、イベント実施を行います。

3 事業の2つ目の柱：生息地外における野生生物保全教育・普及啓発

3.1 野生生物保全教育：専門スタッフ確保

野生生物保全教育を専門的に実践していくために必要な人材を確保します。

3.2 野生生物保全教育：研究会の確立

ヤマネコのいるくらし授業研究会を核に、野生生物保全教育の目的と理論を提示するとともに、保全現場の情報を集約して、授業と教材作りの技術を研究する場を整備します。

3.3 野生生物保全教育：動物園とのコラボレーションによる学校教育の実践

上野動物園とのコラボレーション事業「うへのトラ大使」の一環として、台東区の小学校における教育活動を確立します。

動物園とのコラボレーションによる野生生物保全教育の理論と技術の確立をめざします。

4 事業の3つ目の柱：野生生物に関する政策提言

4.1 象牙取引の合法化問題とワシントン条約

- ・象牙目的の密猟・違法取引が最悪の状況にある中で、ワシントン条約では象牙取引合法化の動きも衰えていません。日本の象牙市場の監視を継続し、法制度の要改善点を研究し、その成果に基づいて象牙取引合法化に大きな問題があることを関係機関に提言します。
- ・トラを含む大型ネコ科動物に関する議題、法執行・野生生物犯罪に関する議題、その他重要な政策関係議題等についても必要に応じて研究・政策提言を行います。
- ・海外のNGOと連携して活動します。

4.2 野生生物犯罪

- ・2009-2014年の野生生物犯罪情報をデータベース化し、分析・考察を行い、野生生物犯罪対策を研究・提言する報告書（「日本の野生生物犯罪」）の第2弾をまとめる作業を継続します。
- ・取締機関への野生生物犯罪に関する情報提供、その他の協力を行うこと優先度をおいて取り組みます。

4.3 国内政策・法制度に関する政策提言

- ・国内の野生生物保全の政策・法制度強化のテーマとして、絶滅危惧種の保全（種の保存法）のほか、それ以外の野生動物全般に関する乱獲・違法取引防止および個体群管理（個体数調整・生息環境管理）と被害管理によるコンフリクト緩和（鳥獣保護法）、野生生物の生息地保全（生物多様性国家戦略、土地利用政策・法制度等）に取り組みます。
- ・NGO間のネットワーク強化、組織の枠を超えた連絡調整に積極的に参加します。

5 会報発行

- ・ビジョン策定、戦略的な広報の推進にあわせ、ホームページのリニューアルを年度前半に行います。
- ・SNS 活用の個別戦略を 2014 年度中に立て、年度内に運用を開始します。

6 広報・財務について

- ・JTEF の団体のイメージそのものが、どの世代にも受け入れられやすいよう、リーフレット、ウェブサイトの改訂をすすめます。
- ・広報は、主としてインド・ファン、西表島 / 八重山 / 沖縄ファンなど、JTEF が特別なつながりを持てる人々をターゲットにして行います。プロモーションのための個々のツール、プログラムまたはイベントは、それぞれのターゲットにあわせて企画制作します。

7 組織運営

事務局体制は、従来の理事長、事務局長、総務・会員管理担当（普及啓発兼務）、広報担当（普及啓発兼務）、ヤマネコのいるくらしプロジェクト担当の 5 名に加え、教育・普及啓発担当を 1 名増員します。

以上